

令和7年度内子町暮らし応援商品券給付事業実施要綱

(目的)

第1条 エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民（課税世帯）の家計を支援するとともに、地域経済の一層の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商品券 前条の目的を達成するために、内子町（以下「町」という。）が発行する内子町暮らし応援商品券をいう。
- (2) 地域応援券 商品券のうち、別表1に掲げる事業者を除く取扱事業者との間における特定取引において利用可能なものをいう。
- (3) 共通券 商品券のうち、すべての取扱事業者との間における特定取引において利用可能なものをいう。
- (4) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として利用される物品（有価証券、前払式証票及びその他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (5) 取扱事業者 町内において特定取引を行い、受け取った商品券の換金を請求することができる事業者として、令和7年度内子町暮らし応援商品券給付事業実施要綱の規定に基づき、町に登録された者をいう。
- (6) 換金 取扱事業者が特定取引を行ったことにより受け取った商品券の券面に表示する金額に相当する金額を現金に換える行為をいう。

(商品券の給付等)

第3条 町長は、令和7年4月10日において町の住民基本台帳に記録されている世帯で、かつ、世帯に1人以上令和6年度の住民税均等割が課税されている者がいる世帯（以下「給付対象者」という。）に商品券を給付する。

- 1 商品券の給付額は、給付対象者1世帯につき15,000円とする。
- 2 商品券1枚当たりの券面記載の金額は500円とし、給付する商品券の種類及び金額の内訳は次の表のとおりとする。

商品券の種類	枚数	金額
地域応援券	20枚	10,000円
共通券	10枚	5,000円

- 3 商品券は、給付対象者の世帯主に給付するものとする。
- 4 商品券は、給付対象者に到着したことが明らかにできる手段により送付し、給付対象者に到着した後は、汚損、紛失等いかなる理由があっても再給付しない。

- 5 前項による送付の結果、返戻があった場合は受取の意思に関わらず交付が完了したものとし、事業完了まで町で保管することとする。

(商品券の利用範囲等)

第4条 商品券は、給付対象者と取扱事業者との間における特定取引においてのみ利用することができる。ただし、次の各号に定めるものの購入又は支払いには利用できないものとする。

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙及びプリペイドカードなど換金性の高いもの
 - (2) たばこ事業法（昭和 59 年法律第 68 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する製造たばこ
 - (3) 税金、振込手数料、公共料金等への支払い
 - (4) 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車料（一時預りを除く）等の不動産に係る支払い
 - (5) 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - (6) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - (7) 商品券の交換又は売買
 - (8) その他町長が不相当と認めるもの
- 2 商品券の有効期間は、令和 7 年 8 月 1 日から令和 7 年 11 月 30 日までとし、有効期間を経過した商品券は無効とする。
- 3 取扱事業者は、商品券の利用において、額面未満の特定取引をした場合のつり銭は支払わないものとする。
- 4 給付対象者は、商品券の転売及び換金を行ってはならない。

(取扱事業者の登録資格等)

第5条 町長は、別に定める方法により取扱事業者への登録を希望する者を募集する。

- 2 取扱事業者として登録できる者は、次の各号のいずれかに該当する事業者とする。ただし、町長が特に認める場合はこの限りでない。
- (1) 町内に店舗・事業所がある法人
 - (2) 町内に店舗・事業所がある個人事業主
- 3 第2項に掲げる事業者が取扱事業者への登録をしようとする場合は、内子町暮らし応援商品券取扱店舗登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を町長に提出しなければならない。
- 4 町長は、申込書を受け付けた後、取扱事業者として決定した者に対し、内子町暮らし応援商品券取扱店舗登録証（様式第2号）を交付する。

(取扱事業者の遵守事項)

第6条 取扱事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定取引において商品券の受取を拒まないこと。

- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) その他町長がこの要綱の趣旨に反すると認める行為をしないこと。

(取扱事業者の登録取り消し)

第7条 町長は、取扱事業者が第5条第3項の規定により提出した申込書に虚偽があると認めた場合又は前条各号に定める事項に反する行為をした場合は、当該取扱事業者の登録を取り消し、取扱事業者名を公表するものとする。

(商品券の換金手続き)

第8条 取扱事業者は、第4条第2項に規定する有効期間内の特定取引において受け取った商品券を換金しようとするときは、令和7年度内子町暮らし応援商品券換金請求書(様式第3号)(以下「請求書」という。)に当該商品券を添えて町長に請求するものとする。

(商品券の換金額の支払)

第9条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、その内容を審査の上、請求額を口座振込により支払うものとする。

(商品券の保管)

第10条 商品券の給付を受けた者及び取扱事業者は、自己の責任において商品券を保管するものとする。

- 2 給付を受けた者が商品券を保管中に紛失、盗難、滅失等の事故が発生した場合は、自らがその責を負うものとし、町は一切その責を負わないものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月10日から施行する。

別表1（第2条関係）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・フジ内子店（所在地：内子町内子1455番地）・くすりのレデイ内子店（所在地：内子町内子1486番地）・ディスカウントドラッグコスモス内子店
（所在地：内子町内子746番地）・DCMダイキ内子店（所在地：内子町内子1514番地）・ドラッグストアm a c内子店（所在地：内子町内子1630番地） |
|---|

※上記事業者が有する店舗内において営業するテナント店を含む。

内 子 町 長 様

なお、取扱事業者として「令和7年度内子町暮らし応援商品券給付事業実施要綱」を遵守することを誓約します。

フリガナ	
店舗（事業所）名	
代表者	
店舗所在地	〒 ー 内子町 番地
電話番号(担当者名)	()

金融機関名	銀行 農協 信用金庫			支店・支所
預金種別	☐ 普通	☐ 当座	口座番号	
フリガナ				
口座名義				

※振込先口座の通帳の写しを添付してください。ただし、令和5年度内子町生活応援商品券給付事業と振込口座が同じ場合、通帳の写しは添付不要です。

内子町暮らし応援商品券取扱店舗登録証

下記の店舗は、「令和 7 年度内子町暮らし応援商品券給付事業実施要綱」の規定に基づく取扱事業者であることを証明します。ただし、実施要綱を遵守することを条件とします。

内子町長 小野植 正久 印

記

フリガナ	
店舗（事業所）名	
代表者	
店舗所在地	〒 ー 内子町 番地
電話番号(担当者名)	()

令和7年度内子町暮らし応援商品券換金請求書

内子町長様

内子町暮らし応援商品券を下記のとおり換金いただきますよう請求します。

請求者（法人にあっては、法人の名称及び代表者氏名）

店舗（事業所）名

代表者名

店舗所在地 〒 -

電話番号

換金請求内容

商品券枚数	枚
-------	---

請求金額	商品券枚数 × 500円 = 円
------	---------------------

以下記入しないでください

受取証
様

種類	枚数	受付印
商品券	枚	
請求金額	円	